



令和 6 年 5 月 28 日
内閣府政策統括官（防災担当）

「NIPPON 防災資産」の認定を新たに開始します ～災害伝承に関する良質な施設や活動の普及・拡大について～

内閣府、国土交通省では、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動などを「NIPPON 防災資産」（以下、「防災資産」という。）として認定する制度を新たに創設します。

防災資産の認定については、全国の都道府県等を通じて防災資産の認定候補を抽出し、内閣府特命担当大臣（防災）、国土交通大臣が認定（「優良認定」、「認定」）を行います。

今後、認定された防災資産を通じて、国民一人一人が過去の災害の教訓や今後の備えを理解することで、災害リスクを自分事化し、主体的な避難行動や地域に貢献する防災行動につなげます。



「えちごせきかわ大したもん蛇まつり」

【活動事例】※災害の自分事化協議会資料より

えちごせきかわ大したもん蛇まつり（新潟県関川村）

- ・ 1967 年 8 月 28 日の羽越水害後 20 年を契機に始まった、村の大蛇伝説と交え、水害を伝承する祭。
- ・ 水害発生日の数字に合わせ、82.8m の大蛇を竹と藁で作成し、村内を練り歩き高台に移動。



ロゴマーク

【問い合わせ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（普及啓発・連携担当）付 小林、藤原

代表：03-5253-2111、直通：03-3502-6984

国土交通省水管理・国土保全局 河川計画課 栗原（内線 35382）、加藤（悠）（内線 35393）

代表：03-5253-8111、直通：03-5253-8443